

北海道消費者被害防止 ネットワークニュース No.120

【事務局】北海道立消費生活センター <https://www.do-syouhi-c.jp> 《指定管理者（一社）北海道消費者協会》
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟 TEL011-221-0110 FAX011-221-4210

「令和5年度北海道消費者被害防止ネットワーク 定例会議」が開催されました

北海道消費者被害防止ネットワーク事務局

「令和5年度北海道消費者被害ネットワーク定例会議」が令和6年3月5日（火）に北海道立消費生活センターくらしの教室で23構成団体とオブザーバー1機関の皆様の出席いただき4年ぶりに顔を合わせた対面形式で開催されました。

定例会議では、幹事団体の北海道立消費生活センター、北海道警察本部、北海道消費者安全課から取組状況報告がありました。次に令和5年度に奥尻町が、消費者安全確保地域協議会を新たに設立したことや、地域消費者被害防止ネットワークの設置状況及び活動状況について北海道立消費生活センターと北海道消費者安全課から報告がありました。その後出席した各構成団体からは、ネットワークニュース、配信ニュースを下部組織や個人会員へ周知をしたり、独自に研修、講習、出前講座、出前授業、相談会、シンポジウムの開催、高齢者の個別訪問、機関誌の発行、動画の作成、お断りステッカーやチラシの配布をしたりするなど数多くの活動事例の報告がありました。

今後の課題として、昨今のデジタル化による情報技術の進展は、不慣れな高齢者にとって困難な状況にあることが報告されました。



最後にネットワーク事務局から、近年の消費者被害はSNS等を通じて巧妙化し、被害回復も複雑化しています。消費者被害防止ネットワークを構築することで、未然防止や早期の被害回復をすることが可能な場合もあるので、構成団体に向けて設置と連携の協力をお願いして終了しました。

北海道立消費生活センター 相談専用電話 050-7505-0999



特別相談「消費者トラブル 110 番」を実施しました

北海道立消費生活センター

北海道立消費生活センターは、札幌弁護士会と共催で、毎年 2 回、休日に特別相談を実施しています。このたび特別相談「消費者トラブル 110 番」を実施しました。相談当日は、電話や面談により消費生活相談員と弁護士が共同で消費者からの相談に対応しました。概要は次のとおりです。

1. 実施概要

名 称 : 消費者トラブル 110 番
実施日時 : 令和 6 年 3 月 9 日 (土) 10:00～15:00
場 所 : 北海道立消費生活センター 暮らしの教室、消費生活相談室
主 催 : 北海道立消費生活センター、札幌弁護士会

2. 集計結果

(1) 相談件数 13 件

(2) 契約当事者属性

- ①契約当事者性別内訳 …………… 男性 5 件、女性 7 件、団体等 1 件
- ②契約当事者年代内訳 …………… 20 歳代 2 件、30 歳代 1 件、40 歳代 1 件、
50 歳代 2 件、70 歳代 2 件、80 歳代 3 件、
不明・無関係 2 件
- ③契約当事者の職業別割合内訳… 給与生活者 7 件、自営・自由 1 件、家事従事者 2 件、
無職 1 件、企業・団体 1 件
- ④相談者属性の内訳 …………… 契約当事者本人からの相談 9 件、家族からの相談 3 件、
その他 1 件

(3) この 110 番を知ったきっかけ

新聞 3 件、消費生活センター 7 件、その他 3 件

3. 主な相談事例

【事例 1】 10 年入居したマンションを退去したが、浴室のカビでコーティングや洗面台の特殊清掃費用など高額請求されたが妥当か。 (契約者：30 歳代、自営・自由)

【事例 2】 娘の家庭教師を契約し学習教材はクレジットローンを組んでいる。倒産に伴い、中途解約を主張するも残債請求があり不満。 (契約者：40 歳代、家事従事者)

【事例 3】 インターネットで知り合った相手に会社を紹介され高騰する株の銘柄の情報を何度も購入した。情報どおり株価は上がらず、対応は。 (契約者：70 歳代、給与生活者)

その他には、脱毛エステやネット通販トラブルなど多岐にわたる内容の相談が寄せられました。今後も札幌弁護士会の協力のもと、道民の救済、未然防止に取り組んでいきたいと考えております。特別相談を実施するにあたり、各関係機関の皆様におかれましては、相談者への案内や、ウェブサイト等への掲載など、周知にご協力をいただきありがとうございました。

パネル貸出（キャンペーン）を実施しました

北海道立消費生活センター教育啓発 G

北海道立消費生活センターでは、多様な消費生活の情報の普及や、道民に消費者教育・啓発を支援することを目的として、消費者団体等に啓発用パネルを貸し出しています。地域の消費生活展や、各消費生活イベントで利用されています。

SNS を利用した投資詐欺が多発していることから、2月13日より「SNS を悪用した投資詐欺被害」の防止を呼び掛ける小型のパネルを作成し、希望のあった地域消費者協会に配布し啓発活動を行いました。実施協会は 21 協会、各協会受付などで展示を行いました。小樽消費者協会では ATM 横に展示し、啓発活動を行いました。活動にご協力いただき誠にありがとうございました。なお、現在パネル貸出(キャンペーン)は終了しています。

受付で利用している小型のパネル



【美幌消費者協会】

ATM 横で利用している小型のパネル



【小樽消費者協会】

※ 4 ページに小型のパネルに使用したリーフレットを添付しています。ご参照してください。

警察庁及び警視庁をかたる詐欺メールに注意！（3/13）

北海道警察本部 生活安全企画課 特殊詐欺抑止対策係

北海道内全域において、警察庁及び警視庁をかたり、「あなたの子供が窃盗容疑で逮捕され、被害者に 230 万円の賠償金を支払う必要があります。至急下記口座にお振り込み下さい。（金融機関名）（支店名）（口座番号）」と書かれたメールを受信したという相談が多数寄せられています。このようなメールは詐欺です！同様のメールを受信した際は、絶対にお金を振り込むことなく家族や警察にご相談ください！

【詐欺電話がきたら #9110】

【メールを受信した事業者等の方へ】

- この情報は、できる限り多くの道民の皆様に伝達できますよう、傘下企業、ご家族、ご友人、お知り合い、ご近所の方に対して転送するなど、広く情報提供をお願いします。

SNSグループからの 投資詐欺被害急増！

投資に関する広告をクリックしたり、SNSグループに**突然招待される**などの方法により、投資に関するSNSグループに参加しての投資詐欺被害が急増しています。



先生のおかげで50%の利益が出ました



今月はプラス100万でした

すごい！うらやましい！



先生の言うとおり新エネルギーは間違いありませんでしたね

こんなにみんな儲かってるならやらないと損なのかな...



- **グループメンバーが全員サクラかも！**
 - 全て犯人が書き込んでいる偽メッセージかもしれません！
- **相手は法律に基づいた登録等をしている業者ですか？**
 - 登録等をしていなければ違法です！
 - 登録等をされている業者は官公庁がインターネットに公開していますので確認を！
- **著名人をかたる相手が本物と言い切れる根拠はありますか？**
 - 面識のない著名人から突然連絡がくることがあるでしょうか。

北海道警察 警察相談電話#9110